

一般社団法人聴サポ 会員規約

本会員規約（以下、「本規約」とする）は、一般社団法人聴サポ（以下、「本法人」とする）と正会員、一般会員、賛助会員（以下、まとめて「会員」という）との関係に適用し、会費、入退会及び会員の権利義務等、本法人の運営ならびに会員活動の基本的事項を定めるものとなります。

第1章 総則

（事業内容）

第1条 本法人の事業内容は、以下のとおりです。

1. 難聴者向け「医療」のサポート事業
 - ①難聴医療の情報発信活動及びお悩み相談支援
 - ②医療機関向け「聴こえ」のサポート活動の啓発
2. 聴覚障害者向け「就労」のサポート活動
 - ①聴覚障害者への就労支援活動
 - ②聴覚障害者の働く場づくり（飲食店の経営、町おこしイベントへの参加）
 - ③就労機関向け「聴こえ」のサポート活動の啓発

（会員規約の適用）

第2条 本法人は会員との間に本規約を定め、これにより本法人の運営を行います。また、本法人が随時発表する諸規定も、本規約の一部を構成します。

（会員規約の変更）

第3条 本法人は、自らが円滑な運営のために必要と判断した場合、会員の事前の承諾を得ることなく、本規約を変更することができます。変更後の会員規約については、本法人のHPサイト上への掲載、書面等により会員へ通知した時点から、その効力を生じます。

（会員の種別・資格の取得）

第4条 当法人の会員は次の3種とし、正会員を一般社団法人に関する法律上の社員とします。

（1） 正会員：当法人の目的に賛同し入会し、事業推進のため活動する者で、かつ代表理事の承認を得た者。本法人の社員であり、経営に参画する者となります。※定期募集はしていません。

（2） 一般会員：当法人が開催する事業・イベントに参加、又は運営等に携わる目的で入会される方（主に、聴覚障害者、難病患者、その家族、一般の方々）が該当します。

（3） 賛助会員：当法人の事業を援助していただきます。主に、本法人の事業の援助を目的とする企業・団体及び法人、または所属している個人が該当します。

（用語の定義）

第5条 本規約において使われる用語については、以下に定義します。

書面とは、本法人が指定した書式による文書、または任意の書式による文書（電子書面を含みます）をさします。また、入会時に登録している電子メールアドレスからの発信による本法人事務局への通知、連絡も書面と認められます。

第2章 入会申込等

(入会申込)

第6条

- (1) 本法人への入会の申込みをする方は、Webサイト上の会員申し込みフォームへの記入送信、または「入会申込書」に必要事項を記入し本法人代表理事に提出することとします。
- (2) 代表理事は、前項の申し込みがあったとき、第7条の定めに従い、入会の承認・不承認を決定し、これを入会申込者に対し、書面にて通知します。
- (3) (2)の通知後、会員は、第8条(1)に定める会費を本法人に納入します。この納入日を入会日とします。
- (4) 本法人は、(3)の入会日から1週間以内に、会員に対し、「会員証」を送付します。

(入会の不承認等)

第7条 本法人は、会員になろうとする者から第6条の申し込みがあったとき、次の各号に該当する場合、入会を承認しないことがあります。

- (1) 本法人の事業内容、趣旨に賛同していないとき
- (2) 第6条の入会申込書の記載事項に、虚偽記載、誤記または記入漏れがあるとき
- (3) その他、前各号に準ずる場合で、本法人が入会を適当でないと判断した場合

(会費)

第8条

- (1) 会員の会費は、次の通りとします(※会費に消費税はかかりません)。

① 正会員	入会金	10,000円	年会費	20,000円	
② 一般会員	入会金	1,000円	年会費	4,000円	
③ 賛助会員	個人の場合	入会金	0円	年会費	10,000円
	団体の場合	入会金	0円	年会費	15,000円
- (2) 会員は第6条(2)により代表理事からの入会を承認され、通知を受けた後、速やかに入会した年度の会費を納入しなければなりません。
- (3) 納付された年会費は、第13条及び第15条で示す事業年度途中の退会・除名であっても返還しないものとします。
- (4) 本法人の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとなります。平成29年度の年会費については、(1)の4分の1の額とします。
- (5) 振り込み先は、下記のとおりです。
 - ① ゆうちょ銀行から振り込む場合
記号番号：10130 口座番号：78758551 名義：一般社団法人 聴サポ シャ) チョウサポ
 - ② その他の銀行から振り込む場合
銀行コード：9900 (ゆうちょ銀行) 店番：818 普通 口座番号：3888637
名義：一般社団法人 聴サポ シャ) チョウサポ

(会員名簿)

第9条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成します。

第3章 会員の権利義務

(会員の権利)

第10条 会員種別ごとに、次の権利を有します。

(1) 会員（正会員，一般会員，賛助会員全てに該当します。）

- ① 本法人が無料で提供する事業内容に関する資料などのデータを受領できます。
- ② 本法人のWebサイト，情報誌等にて，会員となられた団体名・個人名をご紹介します。
※個人名はご希望の方のみとします。

(2) 正会員

- ① 本法人における社員（構成員としての扱い）であり，本法人の重要事項（決算の承認や役員
の選任解任，定款変更等）について，総会を通じて決める役割を持ちます。

(3) 一般会員

- ① 聴覚障害者，難聴患者間のコミュニティを広げることができます。
- ② 一人ひとりのお困りごとやご相談に対して，本法人の役員又は正会員（社員）が真摯に対応
します。難聴・難病医療や就労面に関わらず，全面的にバックアップいたします。
- ③ 一般会員限定特典：聴サポ協力団体への提言活動 を聴サポ役員と行うことができます。
- ④ 一般会員特典 ：聴サポだより（年2回：活動報告及び最新情報発信）の無料配信

(4) 賛助会員

- ① 各種専門家，団体との繋がりを増やし，難病・難聴医療や障害者雇用に関する情報共有を
図ることができます。
- ② 本法人が主催するイベントに，無料で参加できます。（但し，イベント開催にあたっての場
所代等については，負担いただきます。）
- ③ 賛助会員特典 ：聴サポだより（年2回：活動報告及び最新情報発信）の無料配信

(会員の義務)

第11条 会員は次の義務を負います。なお，（4）は正会員のみ対象となります。

(1) 本法人の会費等を納入する。

(2) 会員の登録事項に変更が生じたときは，「会員登録内容 変更届出書」により，書面にて変
更の手続きを行うものとします。

(3) 当法人の正会員総会は，定時総会及び臨時総会とし，定時総会は，毎年2月にこれを開
催し，臨時総会は，必要に応じて開催します。正会員は，必ず参加するものとします。

第4章 会員資格の喪失等

(会員の資格の喪失)

第12条 正会員及び一般会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失します。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。
- (4) 1年以上会費を滞納したとき。

(退会)

第13条 会員は、いつでも退会することができます。但し、1か月以上前に当法人に対して予告をし、また、本法人が別途定める「退会届」を代表理事に提出しなければいけません。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第14条 会員がその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れます。正会員については、一般社団法人に関する法律上の社員としての地位を失います。ただし、未履行の義務については、これを免れることはできません。

(除名)

第15条 本法人は会員が次の各号に該当するときは、当該会員に対し事前に通知及び勧告することなく、当該会員の資格を停止または解除することがあります。

- (1) 会費が支払われないとき
- (2) その他、本法人が会員として不適當と判断した場合

附則

本規定は、平成29年8月6日 から施行します。

本規定は、平成30年3月30日 から施行します。